



(Facebook及びMAFFアプリにおける周知内容)

農水省・農業経営者net

フォロワー1.8万人・フォロー中0人

家畜共済のお知らせ



死廃事故の画像確認！「牛の胎児」も可能になりました！

【畜産経営者の皆様へ】牛の胎児についても画像による死亡廃用共済の損害確認ができるようになりました！

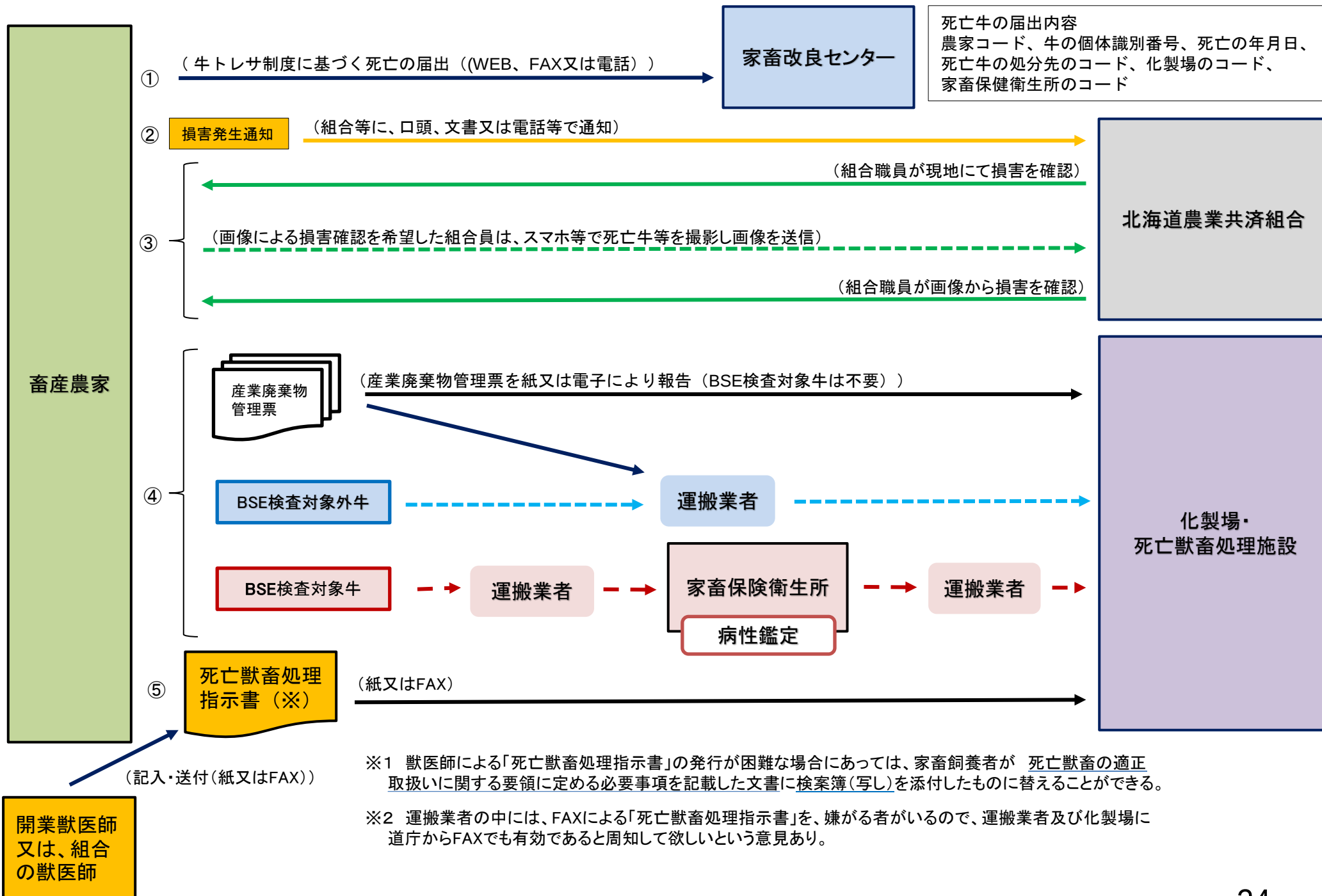
これまで、牛の死亡時に農業共済組合が行う死亡廃用共済の損害認定については、胎児を除いた牛の死亡事故に対し、画像による損害確認が行われていましたが、令和6年4月1日、家畜共済損害認定準則の一部改正が行われ、牛の胎児についても現地確認に代えて画像による損害確認が可能になりました。なお、廃用事故については、引き続き現地確認が必要です。

詳しく知りたい方は、お近くの農業共済組合等へお問い合わせください。

☆☆農業共済組合等の相談窓口はこちら☆☆

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html> 23

死亡牛処理の流れ図(北海道)



※1 獣医師による「死亡獣畜処理指示書」の発行が困難な場合にあっては、家畜飼養者が 死亡獣畜の適正取扱いに関する要領に定める必要事項を記載した文書を検案簿(写し)を添付したものに替えることができる。

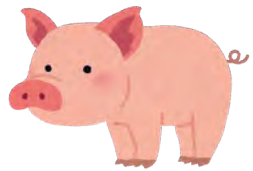
※2 運搬業者の中には、FAXによる「死亡獣畜処理指示書」を、嫌がる者がいるので、運搬業者及び化製場に道庁からFAXでも有効であると周知して欲しいという意見あり。

【見直し】肉豚の共済価額（補償上限）の算定方法

- 肉豚の共済価額（※）は、「子豚価格」を基礎に算定しているところ、今般の子豚市場の閉鎖に伴い、「枝肉価格」を基礎に算定するよう変更。 ※ 1 頭当たりの補償上限

【現方式】

子豚市場における子豚の年間平均価格（※※）

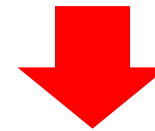
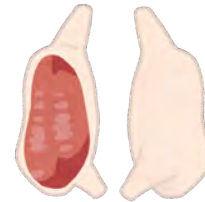


（係数で調整）

共済価額

【新方式】

枝肉市場における枝肉の年間平均価格（※※）



（係数*で調整）

共済価額

* 過去5年間の共済価額と同水準になるよう、子豚と枝肉の価格差を調整する形で係数を設定（係数はR6年度以降固定）

※※ 年間平均価格は、適用年度の直近1年間（算定期間は各組合が設定（R6年度分をR5.1月～R5.12月などで設定））の平均値で算定。

ウ 製造販売に要する原価等が著しく上昇したと認められる既収載医薬品(当該既収載医薬品と組成、剤形及び規格が同一である類似薬がある場合には、その全ての類似薬)について、次の要件の全てを満たす場合は、ア及びイの規定に関わらず、原価計算方式によって算定される額(当該既収載医薬品と組成、剤形及び規格が同一である類似薬がある場合には、それぞれについて原価計算方式によって算定される額のうち、最も低い額)を当該医薬品の価格とする。

(ア)診療において必要性が高いと認められること。

(イ)価格が著しく低額であるため製造販売業者が製造販売を継続することが困難であること。

(注)原価計算方式とは、価格算定単位当たりの製造販売に要する原価に、販売費、一般管理費、営業利益、流通経費及び消費税を加えた額を当該医薬品の価格とする算定方式をいう(以下同じ。)

○ 製造販売業者側にも値上げせざるを得ない理由があるもので、獣医師側もなくなつては困るものの価格については、原価計算方式で再設定するという仕組みである。人の医療保険でも同様の仕組みがある。(当該方式による改定は、導入された平成29年4月以降、19製品で実施している。)